二　検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質があり、それぞれの放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イ　濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれについての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度
	ロ　放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれについての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値
	ハ　水中の放射性物質の濃度のそれぞれについての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度
三　検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ　濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値
	ロ　放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに五十を乗じて得た値
	ハ　水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに五十を乗じて得た値

イの値を十分間以上継続して検出すること。	
ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。	
ハの値を十分間以上継続して検出すること。	
イの値を十分間以上継続して検出すること。	
ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。	
ハの値を十分間以上継続して検出すること。	

2　令第四条第四項第二号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、再処理事業者にあっては、空気中の放射性物質については前項の規定によるものとし、水中の放射性物質については当該放射性物質による実効線量が五十マイクロシーベルトとなる値を、一回の海洋放出中に検出することとする。

第六条　令第四条第四項第三号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

加工事業者	核燃料物質の加工の事業に関する規則第一条第二項第二号に規定する管理区域
原子炉設置者	実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第一条第二項第四号に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条各号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者にあっては研究開発段階にある発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第四号に、それ以外の者にあっては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第一条の二第四号に規定する管理区域

貯蔵事業者	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第一条第二項第二号に規定する管理区域
再処理事業者	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第二号に規定する管理区域
廃棄事業者	規制法第五十一条の二第一項第一号の規定に基づく第一種廃棄物埋設の許可を受けた者にあっては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の第一項第二号の規定に基づく第二種廃棄物埋設の許可を受けた者にあっては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の第一項第三号の規定に基づく廃棄物管理の事業の許可を受けた者にあっては核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第一条第二項第三号に規定する管理区域
使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第一条第二号に規定する管理区域

2　令第四条第四項第三号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。

一　検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に五十を乗じて得た値

二　検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度

三　検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に五十を乗じて得た値

3　令第四条第四項第三号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。

一　放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第四条第四項第三号イの放射線量の水準を十分間以上継続して検出すること。

二　放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。

4　火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第四条第四項第三号イの放射線量の水準又は第二項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

第七条　令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。

一　次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの

イ　沸騰水型軽水炉及び加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）、重水減速沸騰軽水冷却型原子炉並びにナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉の施設（以下「大規模原子炉施設」と総称する。）	(1)　原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材（ナトリウム冷却型高速炉については、通常の中性子の吸収材の電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと。 (2)　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（ナトリウム冷却型高速炉については、原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材）の漏えいが発生すること。 (3)　原子炉（沸騰水型軽水炉及び重水減速沸騰軽水冷却型原子炉（以下「沸騰水型軽水炉等」という。）に限る。）の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）が作動しないこと。 (4)　原子炉（加圧水型軽水炉に限る。）の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。